

審　　査　　基　　準

令和2年9月1日作成

法　　令　　名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第7条第5項
処　分　の　概　要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法　令　の　定　め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標準処理期間：14日以内
申　　請　　先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問　合　せ　先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係 (078-341-7441 内線3419)
備　　考：